



愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年1月21日金曜日 第275号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課).....	12
指定医療機関の休止の届出.....	(").....	12
指定医療機関の廃止の届出.....	(").....	12
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	(").....	12
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	(").....	13
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(").....	13
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(").....	13
知事指定薬物の指定.....	(薬務衛生課).....	13
土地改良区の合併による設立及び解散.....	(農地整備課).....	14
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	(").....	14
公共測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	14
公共測量の終了の通知(2件).....	(").....	14
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	(会計課).....	14
道路の区域変更(県道大平砥部線).....	(中予地方局管理課).....	14

公 告

愛媛県県民賞の授与.....	(県民生活課).....	15
----------------	--------------	----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会).....	15
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(").....	15
政治団体の解散の届出.....	(").....	16
資金管理団体の指定の届出.....	(").....	16

告 示

○愛媛県告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
おおくぼこどもクリニック	大洲市徳森2264-8	令和3年11月1日

○愛媛県告示第38号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように休止した旨の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
久保徹歯科	大洲市新谷町甲16番地	令和4年1月1日

○愛媛県告示第39号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
おおくぼこどもクリニック	大洲市徳森2264-8	令和3年10月31日
麻生歯科	伊予郡砥部町麻生1番地1	令和3年11月30日

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
アルク・フリイド株式会社	今治市別宮町六丁目4番22号	指定訪問介護事業所 きぼう	今治市別宮町六丁目4番22号	令和3年8月1日
社会福祉法人 愛寿会	松山市来住町1171番地1	グランドライフあいじゅ新川	伊予市下吾川字北西原1781番地1	令和3年12月8日

○愛媛県告示第41号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人 愛寿会	松山市来住町1171番地1	グランドライフあいじゅ新川	伊予市下吾川字北西原1781番地1	令和3年12月8日

○愛媛県告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
今橋義和	伊予郡砥部町麻生1番地1	麻生歯科	伊予郡砥部町麻生1番地1	令和3年11月30日

○愛媛県告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
今橋義和	伊予郡砥部町麻生1番地1	麻生歯科	伊予郡砥部町麻生1番地1	令和3年11月30日

○愛媛県告示第44号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

1 薬物の名称

- (1) 1 - { 1 - [1 - (4 - プロモフェニル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - 1 , 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミ

ダゾール - 2 - オン及びその塩類

- (2) 5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 2 , 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4 , 3 - b] インドール - 1 - オン及びその塩類
- (3) メチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - ピロロ [2 , 3 - b] ピリジン - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例第2条第7号の薬物のう

ち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

令和4年1月22日

○愛媛県告示第45号

萩森良房、菊池耕治、萩森定男、菊池啓一、野本義仁、大野靖比公、大上昭、三堂嗣夫、稲垣憲定、清水稔、柴田紳一郎及び高島浩から認可申請のあった合併は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、令和4年1月14日認可したので、同日八幡浜市土地改良区は合併により設立し、八幡浜市土地改良区及び保内町土地改良区は合併により解散した。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第46号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西条市氷見地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（防災ダム事業・城ノ谷地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年1月24日から2月21日まで

3 縦覧場所

西条市役所本庁

○愛媛県告示第47号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第

○愛媛県告示第50号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

指定番号	売りさばき人		売りさばき所	取消年月日
	住所	氏名又は名称		
大第19号	喜多郡内子町五十崎甲1303番地10	指定金融機関 伊予銀行五十崎支店	喜多郡内子町五十崎甲1303番地10	令和4年1月21日

○愛媛県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（用地測量）

2 作業期間 令和3年11月17日から

令和4年3月25日まで

3 作業地域 松山市北土居2丁目 地内

○愛媛県告示第48号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（用地測量）

2 作業期間 令和3年7月20日から

令和3年12月15日まで

3 作業地域 松山市西垣生町

○愛媛県告示第49号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、山鳥坂ダム工事事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

1 作業種類 公共測量（用地測量）

2 作業期間 令和3年5月28日から

令和3年11月30日まで

3 作業地域 大洲市肱川町 地内

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大平砥部線	伊予郡砥部町大南973番地先から同町大南719番1地先まで	旧	メートル 39～94	キロメートル 0.194	
			新	10.1～22.5	0.194	

公 告

○公 告

愛媛県県民賞の授与

愛媛県県民賞条例（昭和32年愛媛県条例第40号）の定めるところにより、令和4年1月13日次のとおり愛媛県県民賞を授与した。

令和4年1月21日

愛媛県知事 中村時広

1 受賞者

アメリカ合衆国 眞鍋 淑郎 昭和6年9月21日生

2 顕彰する事績の概要

- 昭和6年、宇摩郡新立村（現四国中央市）で出生、愛媛県立三島中学校を経て、東京大学理学部物理学科に入学、更に同学大学院に進まれ、昭和33年には理学博士号を授与された。
- 昭和33年に渡米され、米国気象局気象研究員等として気象に関する研究に従事されるとともに、昭和43年にプリンストン大学において大気海洋研究プログラム教授待遇講師に就かれ、コ

ンピュータを活用して、温室効果ガスの増大と地球温暖化との関係を明らかにする、世界の先駆けとなる研究に取り組み、地球温暖化予測の礎を築かれた。

- 平成元年に、国連の「気候変動に関する政府間パネル（PCC）」の第一次評価報告書の執筆者となられるとともに、平成9年には、地球フロンティア研究システムの地球温暖化予測研究領域長に就任されたほか、再びプリンストン大学の大気海洋研究プログラムにおいて、平成14年に客員研究協力者、平成17年からは上級気象研究者として、地球温暖化に関する研究を続けられている。

- 二酸化炭素などの温室効果ガスが地球温暖化に影響を与える点にいち早く着目され、大気と海洋の循環を組み合わせた気候変動モデルを開発し、令和3年、ノーベル物理学賞を受けられた。

以上のとおり、眞鍋淑郎氏は、我が愛媛県民が誇りとし、師表と仰ぐ人傑であり、愛媛県県民賞を贈って長くその功績を顕彰するにふさわしい存在と認められる。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項（同法第6条の3の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
石村たかし後援会	石村 隆	石村 武大	松山市市坪北二丁目13-7	令和3年12月3日
松山を愛して護る会	石村 隆	石村 武大	松山市市坪北二丁目13-7	令和3年12月3日
家高佐苗後援会	家高 佐苗	家高 大幸	松山市土居田町818-1	令和3年12月16日
泉早苗後援会	泉 早苗	泉 政博	松山市高井町834-1	令和3年12月16日
佐々木亨後援会	佐々木 亨	佐々木 典子	松山市中須賀二丁目4-4	令和3年12月16日
税理士による塩崎あきひさ後援会	白石 豪	梅林 哲次	松山市松前町一丁目6-8	令和3年12月16日

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
立憲民主党愛媛県第1区総支部	友近聡朗	主たる事務所の所在地	松山市南江戸六丁目2-3-6	松山市大手町一丁目1-6	令和3年12月16日
		会計責任者	友近聡朗	渡部昭	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛媛県公認会計士による塩崎彰久議員を囲む会	武士末研郎	政治団体の名称	愛媛県公認会計士による塩崎彰久議員を囲む会	愛媛県公認会計士による塩崎恭久議員を囲む会	令和3年11月29日
山本かずや後援会	山本憲矢	会計責任者	山本理絵	山本公男	令和3年12月1日
藤岡みどりを推薦する会	大西多美子	主たる事務所の所在地	伊予郡松前町大字西高柳246-7	伊予郡松前町大字西高柳255-1	令和3年12月15日
わたしたちと杉山啓の未来会議	杉山啓	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体 公職の種類（第1号） 衆議院議員 公職の候補者の氏名及び公職の種類（第2号） 杉山啓 衆議院議員	令和3年12月21日
		主たる事務所の所在地	八幡浜市五反田1-328	宇和島市丸之内四丁目1-9	
ミズノ玄太郎後援会	水野玄太郎	政治団体の名称	ミズノ玄太郎後援会	ミズノ玄太郎サポートスペース	令和3年12月27日
		主たる事務所の所在地	松山市立花二丁目5-35	松山市千舟町五丁目3-17	

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党愛媛県第4区総支部	杉山啓	令和3年12月7日
自由民主党愛媛県衆議院第十一支部	塩崎恭久	令和3年12月27日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
こだま千春後援会	高橋司	令和2年12月31日
岩城ひろもと後援会	岩城泰基	令和3年11月30日
安岡義一後援会	安岡義一	令和3年12月24日
塩崎やすひさと明日を語る会	石崎康雄	令和3年12月27日
税理士による塩崎やすひさ後援会	白石豪	令和3年12月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和4年1月21日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
家高佐苗	松山市議会議員	家高佐苗後援会	松山市土居田町818-1	令和3年12月16日
泉早苗	松山市議会議員	泉早苗後援会	松山市高井町834-1	令和3年12月16日
佐々木亨	松山市議会議員	佐々木亨後援会	松山市中須賀二丁目4-4	令和3年12月16日